

(平成23年11月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 60 年 10 月まで

私は、婚姻を契機に昭和 58 年 2 月頃、町の役場へ赴き国民年金の加入手続を行った。保険料は、夫が自身の分と私の分とを一緒に町役場で納付書に現金を添え納付していた。申立期間に係る催促通知などを受け取ったことも無く、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 12 月 25 日に払い出されたものであり、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃行われた加入手続により、申立人は申立期間の被保険者資格を遡って取得したものと推認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、夫が納付書に現金を添えて町役場で納付していたと述べているところ、上記加入手続が行われた当該年度（昭和 60 年度）の保険料については、加入手続後に町役場から納付書が発行されていたものと考えられる上、申立人の主張する方法により納付することも可能であった。

さらに、申立人の申立期間の保険料はその夫が自身の分と一緒に納付していたと述べているところ、申立期間に係るその夫の保険料は現年度納付されていることから、申立期間のうち、現年度納付が可能であった昭和 60 年 4 月から同年 10 月までの期間に係る保険料については、納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立人は、上記加入手続が行われるまでは、国民年金に未加入であったことになり、保険料の納付を求められることは無かったと考えられる。

また、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和58年9月以前は既に時効のため、保険料を納付することができなかったと考えられるほか、時効前であった同年10月から60年3月までの期間についても過年度となるため、現年度保険料のみ扱う町役場では収納することはできなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 1514

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年7月まで

私の退職を契機に妻が昭和56年1月頃、市役所で国民年金の加入手続を行った。保険料についても、妻が自身の分と合わせて市役所で納付していた。妻の保険料が納付されていて私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年8月に払い出されていることから、この頃、申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、同年1月の厚生年金保険被保険者資格喪失後、国民年金への切換えに伴う加入手続に大きな遅れは無かったことがうかがえる。

また、申立期間は7か月と短期間である上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、国民年金加入期間において保険料の未納は無く、納付の遅れも無い等、国民年金に対する関心及び保険料の納付に対する意識も高かったことがうかがえることから、申立人の申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間に係る資格喪失日（昭和44年4月16日）及び資格取得日（昭和46年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和44年4月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から45年6月までは3万円、同年7月から46年1月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月16日から46年2月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の記録が無いとの回答を得た。

途中で退職した記憶は無く、A事業所で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和44年3月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年4月16日に資格を喪失後、46年2月1日に再度、資格を取得しており、44年4月から46年1月までの申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立人と同じA事業所の店舗で働き、同様に常勤職員であった複数の同僚は、「短期間の病気による休職はあったが、申立人は、ほぼ継続して勤務していた。業務内容や勤務形態に変更は無かった。」と証言している。

また、オンライン記録によれば、前述の複数の同僚は、申立期間について厚生年金保険被保険者としての記録が継続している。

さらに、元事業主は、「病気による休職期間を含め、申立期間に申立人は在職していた。また、同期入社と同僚とほぼ同額の給与を支給していた。当時の

担当者が保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA事業所に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、元事業主の回答から、昭和44年4月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から45年6月までは3万円、同年7月から46年1月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年4月から46年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成8年7月から10年6月までは59万円、同年7月は53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から10年8月1日まで

A事業所の申立期間に係る標準報酬月額は、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と比べると低額であることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書の厚生年金保険料控除額から、平成8年7月から10年6月までは59万円、同年7月は53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録から確認できる標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出てお

らず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 2050

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 11 年 11 月 28 日まで
ねんきん定期便で、A事業所における申立期間の標準報酬月額が減額訂正されていることが分かったが、申立期間も訂正前と同じ給与額をもらっていたので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 11 年 11 月 28 日）の後の平成 11 年 12 月 9 日付けで、9万8,000万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、取締役の一人であったことが確認できるが、当該事業所の元代表取締役の妻は、「申立人は取締役であったが、工場長をしており、会社の経営や事務には全く関与していなかった。経理と社会保険業務は自分が担当していた。」と証言していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から11年3月までの期間及び12年4月から15年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から11年3月まで
② 平成12年4月から15年3月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料の納付が困難であったことから、免除を申請した。申立期間①については免除の申請書を市役所に郵送し、申立期間②については市役所の窓口で申請した記憶があるので、申立期間の保険料が免除されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当時に廃業したため、国民年金保険料を支払うことが困難であり、保険料免除の申請書を市役所へ郵送したと述べているが、申立人から当該免除申請の時期を推定できるまでの証言は得られず、申立人の記憶する申請が、申立期間以外の保険料が免除されている期間ではなく、申立期間①に係るものであることを肯定できるまでの事情はうかがえない。

また、申立人の妻は、申立期間①当時、保険料を毎年前納しており、その妻の保険料納付の状況から見て、申立期間①当時、申立人世帯には保険料を支払うことができる資力があつたと考えられるほか、申立人は、平成6年4月及び11年12月に別の会社を開業していることから、申立人が、保険料を納付することが困難であった状況も確認できない。

さらに、平成12年分給与所得の源泉徴収票に記載のある、申立人に対して同年中に支払われた役員報酬の金額から、申立人は、同年当時十分に保険料を支払う能力があつたものと推認できるほか、確定申告書の写しを見ると、13年度及び14年度に係る保険料全額免除基準額を上回っていることが確認できることから、両年度に係る保険料が免除されることも無かつたと考えら

れる。

加えて、国民年金法第 90 条の規定に基づく保険料免除が承認された場合、被保険者に対して国民年金保険料免除申請承認通知書をもって通知がなされるところ、申立人は、保険料の免除を申請した後に、申請に対する審査の結果や経過の通知を受けた記憶は無いとしていることから、申立人の申請によって、申立期間の保険料が免除されていたことは推認し難い。

このほか、申立期間は延べ6年度にわたり、保険料の免除申請に係る承認を受けるためには、6回の申請が必要となるところ、行政が、これほど継続的に事務的過誤を繰り返すとは考え難いほか、申立期間に係る保険料が免除されていたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、申立期間のうち、57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間の保険料については、追納したとされていることから、納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 11 月まで

私は、申立期間当時、仕事をしており、国民年金保険料を支払えるぐらいの収入はあったため、免除を申請したとは考えられない。申立期間のうち昭和 57 年度については、平成 4 年に追納したことにはなっているが、申立期間当時、保険料を納付していた覚えがあるので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る保険料の納付について、1 年ごとに届いた納付書を用いて区役所窓口で納付したと述べているが、申立期間当時、申立人が居住した市は、3 か月ごとに保険料の納付書を送付していたとみられるほか、区役所の窓口で保険料の収納を行ってはいなかったとしていることから、申立人の主張は当時の状況とは一致しない。

また、申立人が申立期間同時に居住した市の電算記録でも申立期間に係る保険料は免除されており、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録との齟齬も無い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 11 月までの期

間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。
また、申立期間のうち、57年4月から58年3月までの期間の保険料については、追納したとされていることから、納付記録を訂正する必要は無い。

静岡国民年金 事案 1517

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの期間、47年1月から同年3月までの期間、48年4月から59年4月までの期間及び同年7月から62年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から45年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで
③ 昭和48年4月から59年4月まで
④ 昭和59年7月から62年8月まで

私は、申立期間に数回住居を変更しているが、それぞれの居住地で地元の役員に国民年金保険料を納付していた。昭和36年4月の加入当初から62年8月まで継続して保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納及び免除されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和42年12月に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人はこの頃初めて国民年金の加入手続を行い、36年4月に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、期間を遡ってまとめて保険料を納付したことは無いとしていることから、上記加入手続時点で時効前であった期間に係る保険料を過年度納付したことも推認し難い。

さらに、申立期間は約24年間にもわたっており、その間、申立人は数次の住所変更を行っていることから、集金人も変遷しているとみられるところ、これほど長期間継続して、保険料の納付記録が消失するとは考え難い。

加えて、申立人が居住する市の電算記録でも申立期間の保険料が納付されたことはいかがえず、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録との齟齬も無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2051

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、A事業所に平成 7 年 5 月 31 日まで在籍していたと認識していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA事業所に在籍していたと主張している。

しかし、A事業所の事業主は、「申立人は、申立期間は勤務していないため、平成 7 年 5 月 30 日を退職日として厚生年金保険の手続を行った。申立期間の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、A事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の備考欄に「平成 7 年 5 月 30 日退職」と記載されていることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によれば、申立人のA事業所における離職日は、平成 7 年 5 月 30 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 8 月 30 日から同年 9 月 2 日まで
② 平成 3 年 10 月 30 日から同年 11 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所における資格喪失日は平成 3 年 8 月 30 日、B事業所における資格喪失日は同年 10 月 30 日であるとの回答を得たが、転職の際、空白期間無く勤務したと記憶していることから、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録から、申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成 3 年 8 月 30 日であることが確認できる。

また、A事業所では、各月の末日及びその数日前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が複数見受けられる上、申立期間当時の事業主は、「申立人が退職する際、最後の給与から厚生年金保険料を控除しなくて済むよう、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を調整したと記憶している。」と回答している。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる資料を得ることはできなかった。

申立期間②について、オンライン記録から、申立人のB事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成 3 年 10 月 30 日であることが確認できる。

また、B事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、事業主は、平成 3 年 10 月 31 日付けでオンライン記録どおりの届出を行ったことが確認できる上、当該確認通知書には、「証返納済」の印が押されていることから、当該事業所が社会保険事務所（当時）に提出した健康保険厚生年

金保険被保険者資格喪失届に申立人の健康保険被保険者証が添付され、社会保険事務所に返納されたことが推認できる。

さらに、B事業所では、各月の末日の数日前又は月の途中で被保険者資格を喪失している者が複数見受けられる上、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している者が複数見受けられる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 49 年 6 月 26 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得たが、A事業所に勤務していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A事業所の申立期間当時の事業主の息子は、「申立期間当時、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険は、同時に加入手続をしていた。」と回答しているところ、申立人のA事業所における雇用保険の加入記録は、昭和 49 年 6 月 26 日からとなっており、オンライン記録と一致している。

また、申立人が申立期間当時、一緒に働いていた同僚として挙げた者のうちの一人は、「自分は、昭和 46 年 4 月から 48 年 10 月までA事業所に勤務していたが、その間の厚生年金保険の加入記録は無い。」と証言しており、A事業所では必ずしも入社した全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も亡くなっているため、申立期間当時、A事業所と顧問契約していたとする社会保険労務士事務所に照会したが、「申立期間当時の給与、人事関係書類は残っていない。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 9 月 3 日から 7 年 8 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
A事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成 5 年分及び 6 年分の給与所得の源泉徴収票から、申立人は申立期間当時、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録からは、A事業所は厚生年金保険の適用事業所としては確認できない上、B事業所（A事業所の後継会社）の担当者は、「申立期間当時、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、上述の給与所得の源泉徴収票からは、申立事業所において給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できない。

さらに、申立人が同僚として氏名を挙げた複数の者についても、オンライン記録によれば、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 9 月 26 日から 47 年 4 月 1 日まで
(A 事業所)
② 平成 3 年から 7 年頃まで
(B 事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A 事業所及び B 事業所で勤務していたことは確かであるので、それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A 事業所では、16 歳で働き始め、3、4 年ぐらひは働いていた。」と主張しているが、当該期間に A 事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人が記憶する勤務地と同じ勤務地で働いていたという複数の元従業員は、申立人の記憶は無いとしている。

また、企業年金連合会が保管する申立人に係る中脱記録照会（回答）によれば、申立人の A 事業所における C 厚生年金基金加入員資格の喪失年月日は昭和 43 年 9 月 26 日であることが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険加入記録によると、A 事業所における離職日は、昭和 43 年 9 月 25 日となっており、申立期間①において雇用保険加入記録は確認ができない。

加えて、D 事業所（A 事業所が名称変更）は、「当時の資料は無く、当時の担当者もいないため、申立人の勤務状況等について確認することができない。」と回答している。

申立期間②について、申立人は、「B 事業所では平成 3 年から 7 年の終わり頃

まで働いていた。」と主張しているが、同僚等の氏名を記憶していないことから、B事業所における申立人の勤務状況等について証言を得ることはできなかった。

また、B事業所は、「厚生年金保険に加入すれば雇用保険にも加入させている。」と回答しているところ、申立期間②に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の元従業員は、雇用保険にも加入していることが確認できるが、申立人の申立期間②における雇用保険加入記録は確認ができない。

さらに、B事業所の複数の元従業員は、「従業員の中にはアルバイトやパートとして勤務する人もいた。」と述べており、当該事業所は、「社会保険の加入は、個人の勤務形態により取扱いが異なり、従業員の中には社会保険に加入しない者もいる。」と回答している。

加えて、B事業所は、「申立期間に係る資料は保管されていないため、申立人の在籍記録等は確認ができない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年2月1日から23年10月1日まで
(A事業所)
② 昭和26年11月30日から27年1月1日まで
(B事業所)
③ 昭和28年5月1日から同年7月1日まで
(C事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。

しかし、D事業所(C事業所が名称変更)に保管されていた人事記録により、申立期間において、それぞれの事業所で勤務していたことが分かるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D事業所が提出した申立人に係る人事記録では、昭和22年2月にE事業所(A事業所が名称変更)に入社したことが確認できることから、申立人が申立期間①においてA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録から、A事業所は、昭和23年10月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和23年10月1日にA事業所の厚生年金保険の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、A事業所で勤務していたとする同僚は、「自分は昭和22年頃に入社した。」と述べているところ、オンライン記録では、昭和23年10月1日に当該事業所で厚生年金保険に加入しており、申立期間①当時に厚生年金保険の被保険

者記録を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、E事業所F支店からB事業所に継続して勤務していたと述べているところ、オンライン記録では、昭和26年11月30日にE事業所F支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、27年1月1日にB事業所で資格を取得しており、申立期間②に係る被保険者記録が確認できない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和27年1月1日にB事業所の厚生年金保険の被保険者として新規に被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、B事業所は、「社史によると、昭和26年11月にE事業所が撤退し、27年1月にB事業所として再出発したとの記載がある。」と回答しており、昭和26年12月1日にB事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「申立人は私よりも遅く入社したと思う。」と証言していることから、申立人が申立期間②にB事業所で勤務していたという証言を得ることができない。

加えて、B事業所は、「当時の人事記録及び保険料の控除を確認できる資料は保存していない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用、保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることができない。

申立期間③について、上述の人事記録では、昭和28年5月にC事業所に入社したことが確認できることから、申立人が申立期間③において当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C事業所は、「申立人が厚生年金保険に加入していたかは不明である。」と回答している。

また、申立期間③にC事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私の在籍時には試用期間があった。」と証言しており、C事業所は、「当時のことが分かる者がいないため、試用期間があったかは不明であるが、あったならば、厚生年金保険にすぐに加入しなかったことが考えられる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 1 日から 58 年 8 月 31 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、A事業所で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元事業主の配偶者及び元同僚の証言から、勤務期間は特定できないが、申立人がA事業所で勤務していたことはいかがえる。

しかし、当該元事業主の配偶者及び元同僚は、「社会保険事務に関しては、全く分からない。」と回答しており、申立人のA事業所での厚生年金保険の適用及び保険料控除についての資料及び証言を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、昭和 56 年 8 月 1 日から 57 年 1 月 1 日まで、及び 58 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間は国民年金保険料を納付し、57 年 1 月 1 日から 58 年 4 月 1 日までの期間は国民年金保険料を申請免除されていることが確認できる上、B市に照会したところ、「申立人は、昭和 56 年 5 月 25 日から平成 15 年 1 月 19 日まで国民健康保険の被保険者となっていた記録がある。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 56 年 5 月 4 日から 59 年 1 月 19 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2058

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月7日まで
社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和20年11月23日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 1 日から 35 年 12 月 26 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて4ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 12 月 26 日の前後2年以内に資格を喪失した被保険者期間を2年以上有する者 11 名のうち、資格喪失後2か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた2名を除く9名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6名について資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和 36 年 7 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2060

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 10 日から 42 年 4 月 1 日まで
② 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 6 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 44 年 7 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 1 日から 13 年 1 月 1 日まで

年金事務所で、厚生年金保険の標準報酬月額の記録について照会したところ、A事業所における申立期間の標準報酬月額は給与額と比較して低いことが分かったので、申立期間について、実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した預金通帳の記録から、申立期間の一部について、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給料を得ていたことは確認できるが、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る報酬の総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A事業所の社会保険事務担当者は、「申立人の申立期間に係る賃金台帳等を保管していないため、申立人の給与から控除した厚生年金保険料額について確認することはできないが、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、給与額に基づいた適正な届出をしており、当該標準報酬月額に見合う保険料を給与から控除していたと考える。」と回答している。

さらに、B厚生年金基金から提出された加入記録によると、申立期間のうち、平成 11 年 10 月 1 日から 13 年 1 月 1 日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録は、国（厚生労働省）の記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間のうち、平成 11 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録により、A事業所における申立人に係る標準報酬月額は、当初、30 万円として記録されていたが、12 年 3 月 21 日付けで、被保険者資格取得時の 11 年 4 月 1 日から 24 万円に訂正処理されていることが確認できるところ、

上述の社会保険事務担当者は、「資格取得時において、誤って夜勤手当を加算した額を報酬月額として届出を行ってしまったので、実態に基づき資格取得時報酬訂正届を社会保険事務所（当時）に提出した。また、当該期間において、厚生年金基金と国の記録が相違している理由は、厚生年金基金に国と同様の報酬訂正の届出をする必要があったが、訂正届が複写式でないため、厚生年金基金への届出を失念したことによる。」と述べている。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 9 月 26 日から 33 年 3 月 1 日まで
(A 事業所)
② 昭和 36 年 4 月 21 日から同年 6 月 1 日まで
(B 事業所)

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得たが、A 事業所及び B 事業所に勤務していたのは間違いのないため、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は A 事業所に継続して勤務していたと主張しているが、複数の元同僚から申立人が当該期間に勤務していたとする証言を得ることはできなかった。

また、上述の同僚のうち C 職であったとする者が保管する当該期間に撮影した集合写真の中に、申立人を確認することはできない。

さらに、A 事業所の厚生年金保険の被保険者原票により、申立期間①に厚生年金保険の資格を取得したことが確認できる者は、「自分が入社した時に申立人は勤務していなかった。」と証言している。

加えて、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も亡くなっていることから、申立期間①における厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人は、B 事業所を退職してから次の事業所に勤務するまで 2 か月間も空白期間は無かったと主張しているが、複数の元同僚から申立

人が当該期間に勤務していたとする証言を得ることはできなかった。

また、申立人に係るB事業所の厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日はオンライン記録と同じ昭和36年4月21日と記載されているなど当該名簿に不自然な点は見当たらず、上述の複数の元同僚は、「自分のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、国の記録どおりで間違いないと思う。」と証言している。

さらに、D事業所（B事業所の後継事業所）は、「当時の記録を保管していないため、申立人の在籍を確認することはできなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月から 9 年まで

年金事務所に照会を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。しかし、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市のA事業所に勤務していたと主張しているところ、オンライン記録では、当該所在地にA事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができない。

また、商業登記簿において、申立人がA事業所の事業主と記憶している者は、平成9年5月20日に退任するまで代表取締役であったことが確認できるが、当該事業主と取締役3人について、オンライン記録から、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない。

さらに、申立人は、A事業所の元事業主がC事業所の関係者であったことを記憶していたため、C事業所の商業登記簿により、A事業所の元事業主がC事業所の代表取締役に就任したことを確認したが、C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主と連絡が取れないことから、A事業所における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、申立期間のうち、平成7年9月から8年3月まで、同年6月及び同年7月、9年4月から同年9月まで及び10年1月について国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月から 37 年 8 月まで
② 昭和 43 年 8 月 21 日から 45 年 8 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、A事業所及びB事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C事業所（A事業所が名称変更）が提出した退職者名簿から、申立人は、昭和 34 年 10 月 15 日から 37 年 7 月 14 日まで当該事業所に勤務していることは確認できる。

しかし、A事業所は、昭和 61 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所でない上、当該事業所を管轄していたD事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、34 年 8 月 1 日から 37 年 9 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、E共済組合に照会したところ、申立人は、昭和 36 年 6 月 1 日から 37 年 7 月 14 日まで共済組合に加入しているとの回答を得た。

さらに、C事業所は、「書類が無い場合厚生年金保険料の控除については、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできない。

申立期間②について、申立人は、B事業所が経営するF店に勤務していたと述べているが、申立人が主張するB事業所の業種から判断すると、当該事業所は、申立期間当時は任意適用事業所であると考えられ、事業所名簿及びオンライン記

録では、申立人が記憶する所在地にB事業所及びF店という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、B事業所の事業主とされる者が経営するG事業所についても検索したが、同名称の適用事業所は見当たらない。

また、申立人が記憶するB事業所の元事業主は、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、F店で一緒に勤務していたとする元同僚は、オンライン記録から特定することができない。

さらに、上述の元事業主とは連絡が取れず、申立期間当時の厚生年金保険の適用及び保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。